

## 波佐見町創業チャレンジ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、町内での創業を促進し、町内の商工業の振興と地域経済の活性化を図ることを目的として、町内で新たに創業する者を支援するため、創業チャレンジ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、波佐見町補助金等交付規則（昭和59年規則第9号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

**第2条** 本補助金の交付対象者は、町内で創業する者のうち、次の各号に規定する全ての要件に該当する者を対象とする。

- (1) 対価を得て事業を営む個人事業者又は法人事業者であること。
- (2) 本補助金の交付申請日が、町内で創業した日から起算して1年未満であること。又は、本補助金の交付申請日から起算して1年以内に創業する予定であること。
- (3) フランチャイズで創業する者ではないこと。
- (4) 原則として東彼商工会の会員又は入会手続き中の者で、経営指導を受け、営業にあたり必要な許可を受けている者であること。
- (5) 訴訟や法令順守上の問題を抱える者ではないこと。
- (6) 公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者であること。
- (7) 町税等を滞納していない者であること。
- (8) 他市町村で既に創業していたとき、同業種の本店として本町に移転する者であること。

(交付額等)

**第3条** 事業の内容、対象経費、補助金の額等は別表のとおりとする。

- 2 交付金額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てる。
- 3 前項に定めるもののほか、町長が適当と認めるものについては、対象とするものとする。

(補助金の交付申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者は、事業補助金申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類等を添付して、町長に提出するものとする。

る。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 事業費内訳書（事業費積算の根拠を示したもの）
- (4) 東彼商工会入会を証する書類の写し又は入会手続を証する書類の写し
- (5) 開業したことを証する書類
- (6) その他町長が必要と認める書類

（審査等）

- 第5条** 町長は、補助金の交付の適否及び補助金の額について審査するため、創業チャレンジ支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会の構成等について必要な事項は別に定める。
- 2 審査委員会は、申請書の提出があった場合は、申請内容について書面及び申請者から事業内容の聴取により、補助金の交付の適否及び補助金の額について審査し、その結果を町長に報告しなければならない。

（補助金の交付決定等）

- 第6条** 町長は、規則第7条に定める通知として、補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に対し行うものとする。なお、事業着手は交付の決定後に行わなければならない。
- 2 町長は、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、不採択通知書により申請者に対して通知するものとする。

（交付の条件）

- 第7条** 前条第1項に定める交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業実施期間中に町長から求めがあったときは、事業の遂行状況について、遂行状況報告書に必要な書類を添えて、町長に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業についての経理を明らかにする帳簿を作成するとともに、その収入及び支出内容を証する書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者は、申請年度を含む3年間、町長から求めがあったときは、事業の状況について、事業実施状況報告書により町長に報告しなければならない。

(事業の変更等)

**第8条** 規則第11条第2項第1号の規定により、変更・中止又は廃止の承認を受けようとする者は、変更の場合にあつては事業計画変更承認申請書(様式第5号)に第4条に規定する添付書類のうち、変更が生じたものを添えて、中止(廃止)の場合にあつては事業計画中止(廃止)承認交付申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 規則第11条の規定による軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業の達成に何ら支障のないと認められる経費配分の変更
- (2) 対象経費の総額が2割を超える増減
- (3) 補助金の額の変更

(実績報告書)

**第9条** 交付決定者は、事業が完了したときは、事業に係る実績報告書(様式第7号)を事業が完了した日から30日を経過した日までに町長に提出するものとする。

(交付請求)

**第10条** 規則第16条の規定による補助金を請求する場合は、補助金交付請求書(様式第8号)によるものとする。

(財産処分の制限)

**第11条** 規則第20条の規定による承認を受けようとする場合は、目的外使用承認申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(委任)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和5年8月15日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和6年1月9日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の内容	対象経費	補助率及び補助額
<p>(1) 地域産業の振興に資する事業、若しくは地域課題の解決に資する事業</p> <p>(2) 特に町長が認める事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創業に必要な設備費（不動産、車両の購入費を除く。）</li> <li>・改修費（増築や改築を含む。）</li> <li>・店舗等借入費</li> <li>・広告宣伝費（マーケティング等に要する調査費等の販売促進費を含む。）</li> <li>・研究開発費（対価が得られるものを除く。）</li> <li>・町外からの事業所移転費</li> <li>・従業員の教育訓練経費（資格取得の場合は、事業実施期間内に取得可能なものに限る。）</li> <li>・その他、特に必要と認められる経費</li> </ul>	<p>補助対象経費の3分の2以内とし、100万円を限度とする。</p>